



弁護士法人

中央総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289

〒106-0032 東京都港区六本木1丁目6番3号 泉ガーデンウイング5階
電話 03-3568-7244(代表) / ファクシミリ 03-3568-7245

2006 夏号

2006年 7月発行 第43号



ご挨拶



弁護士法人
中央総合法律事務所
所長弁護士

中務 嗣治郎

梅雨も明け、いよいよ盛夏が到来しました。暑さは一段と厳しくなりますが、皆様方には益々ご清栄のことと存じます。

今国会では、「金融商品取引法」（いわゆる投資サービス法）、「公益法人の抜本的な制度改革に関する関連法」が成立しました。懸案になっておりました「信託法」の抜本的改正は、「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法の改正案をめぐる国会の攻防のため、継続審議になりました。

金融商品取引法は、従来の証券取引法を大幅に修正するとともに、金融商品販売法や銀行法、保険業法など関連する法律も改正し、同じ経済的機能をもつ金融商品には同じルールを適用することを目指しています。来年夏頃には施行が見込まれています。当事務所では、これに関する実務書「金融商品取引ルール実践対策」を本年11月中に刊行する予定です。

公益法人は、民法によって規律されている社団法人と財団法人であり、多様化する社会のニーズに対し行政や営利法人では対応できない部分について大きな役割を果た

してきましたが、営利法人類似の活動をしているながら税制上の優遇措置をうけていることや行政の委託、補助金問題などの批判がなされていきました。こうした問題に対処し民間非営利活動の発展を促進するために、抜本的な改革がなされるものです。2年6ヵ月以内に施行されます。

当事務所から、平成16年より米国に留学していた中務正裕弁護士、中務尚子弁護士が、所期の目的通りロースクールを修了、ニューヨーク州弁護士資格を取得し、中務正裕弁護士はKirkland & Ellis法律事務所、中務尚子弁護士はLeydig, Voit & Mayer法律事務所での執務をしていましたが、来る8月より事務所に復帰します。皆様方には長い間ご迷惑をおかけしていましたが、一段と飛躍して、皆様のニーズに対応できるものと存じます。また、Kirkland & Ellis法律事務所、Leydig, Voit & Mayer法律事務所とは今後も連携を深めてまいる所存でありますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

中務 正裕弁護士・中務 尚子弁護士 2年間の米国留学を終え、事務所に復帰します。



弁護士
米国ニューヨーク州弁護士
中務 正裕
(なかつかさ・まさひろ)

〈出身大学〉
京都大学法学部
米国ノースウェスタン大学
ロースクール (LL.M)

〈経歴〉
1994年4月最高裁判所
法研修所修了 (46期)
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所
2005年5月
米国ノースウェスタン大学
ロースクール卒業
2005年8月
米国カーランド・エリス
LLP法律事務所勤務
2006年4月
ニューヨーク州弁護士登録

〈取扱業務〉
金融法務、商事法務、
会社法務、倒産法務、
民事法務、知的財産権、
家事相続法務等

ご挨拶

弁護士 中務 正裕

この8月に、2年間のアメリカ留学・研修を終えて事務所に復帰する予定です。1年目に留学したノースウェスタン大学ロースクールでは、米国における会社法、知的財産法、金融取引、証券取引法、M&A、倒産法などを学び、リーガルクリニックでは、実際の法律扶助案件を担当するなど充実した日々を過ごしました。久方ぶりの学生生活は、ハードではありましたが、弁護士となった初心を改めて思い出させてくれるものでした。

卒業後、1年間勤務したカーランド・エリス法律事務所では、知的財産権部門に所属し、日本企業が関係するアメリカ特許侵害訴訟において、実際のディスカバリー（証拠開示手続）やデポジション（証言録取）に、アメリカ人弁護士とチームを組んで入るなど、とても密度の濃い経験ができました。コーポレート部門においても、多国籍企業のM&Aにおける日本法パートや日本企業のアメリカ子会社設立・アメリカ企業買収を担当することができましたし、様々な弁護士トレーニングプログラムにアメリカ人弁護士と同じ立場で参加できたことも非常に有益でした。法律や制度は違えども、弁護士に求められる資質・能力は同じであり、仕事のやり方の面で啓発されることも多くありました。

アメリカ留学を決めたのは、ますます重要性を増してきている英米法的な考え方を基礎から身につけたいと思っていた点、アメリカの大ローファームとも近い関係を持ち、国際化するリーガルマーケットの中で、日本という枠を超えて対応できるようにになりたいと思っていた点でした。振り返ってみて、まだまだ道途中ではありますが、2年前に自分が思い描いていたレベルにはある程度達することができたのではないかと考えています。なにより、英語という母国語とは違う言語で、かつ、共通のバックグラウンドのない相手とコミュニケーションし、説得するということの繰り返しのなかで、改めて自分の思考力や考え方を鍛え直すことができたのは大きな収穫でした。また、心から信頼できるアメリカ人弁護士と出会え、友人となれたことも何よりの財産となりました。

帰国後は、皆様によりバージョンアップしたサービスを提供できるものと自負しております。



弁護士
米国ニューヨーク州弁護士
中務 尚子
(なかつかさ・なおこ)

〈出身大学〉
京都大学法学部
米国ノースウェスタン大学
ロースクール (LL.M)

〈経歴〉
1994年4月最高裁判所
法研修所修了 (46期)
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所
2005年5月米国ノース
ウェスタン大学ロースクール
卒業
2005年8月
Leydig, Voit & Mayer
法律事務所勤務
2006年4月
ニューヨーク州弁護士登録

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、知的財産権、
家事相続法務

ご挨拶

弁護士 中務 尚子

2004年夏、ノースウェスタン大学ロースクールの修士課程履修のため渡米して以来、2年間に渡ったアメリカ留学を終え、今夏に帰国いたします。2年前、米国での新たなチャレンジに胸躍らせながら、そして、異文化での生活はいかなるものやと期待しながら、日本を後にしたことが懐かしく思い出されます。

シカゴでの久しぶりの学生生活では、もどかしく、くやしい思いをしたことも多々ありました。しかし、極めて実践的かつ密度の濃い勉強とそれによる充実感は得がたいものがありました。会社法、証券取引法等企業法務にまつわる法律、そして知的財産権関連科目を主として選択し、アメリカの最先の理論、実務から、大いに刺激を受けたものです。ノースウェスタン大学は学内の雰囲気や友好的であることで知られており、アメリカ人の学生にもずいぶん助けられました。また、世界各国から優秀な人材が集まっていることに感心し、多くの友人を得ることができたのは何よりの成果であると考えております。

ロースクール卒業後に勤務した、Leydig, Voit & Mayer法律事務所では、仕事場に身を置くようになったためか、自分がまさにアメリカ社会の一

員となり、現実の社会に密着している感覚が生まれました。ここでは特許実務を中心とした知的財産権及びアメリカの裁判実務を学び、法律の現場で、生の事件に関わりながらの貴重な知識、経験を身に付けることができました。

そして、アメリカという大国での2年間の滞在のなかで、当初気付かなかったことも徐々にわかってきます。アメリカ人と本音の話し合いができるようになるにつれ、貧富の著しい格差や人種間の微妙な緊張関係、それに基づく矛盾やひずみを感じ始めるようになります。日本と異なり、アメリカは文化的共通基盤を持たない、移民から始まった、多民族社会であるがゆえ、それが社会の種々の局面で日本との違いとして現われてくるのでしょう。しかし、アメリカという国は、明確な目的意識を持っていさえすれば、それが実現できる、そういう国でした。

留学中は、皆様には多大なご迷惑をおかけいたしました。帰国後、留学の成果をたずさえ、より幅広い、そしてより一層強力なリーガルサービスを提供できるよう努力してまいります。皆様にお会いできることを楽しみにしております。

2006年知財セミナー開催のご報告

1 はじめに

当事務所は、2006年4月27日(木)午後1時～午後5時 ホテルヒルトン大阪において、藤本昇特許事務所とKirkland & Ellis LLP(カークランド・エリス米国法律事務所)と合同主催で「アメリカと中国における知財戦略 日本企業の弱点とその対策」と題して知財セミナーを開催しました。当事務所は2005年5月13日にも同じくヒルトン大阪において三枝国際特許事務所と共同で知財セミナーを開催しており(テーマ「知的財産権の国際的保護」)、本セミナーは知財セミナー第2弾となります。

法律事務所、特許事務所並びに知財訴訟分野全米No.1の米国法律事務所の合同主催による知財セミナーは、関西では過去に例がないものです。また、テーマがアメリカと中国における知財戦略というまさに時宜を得たものであったためか、ゴールデンウィーク直前のお忙しい時期であったにもかかわらず、150名を越える方々にご出席いただきました。本稿におきましては、同セミナーの講演内容等についてご報告させていただきます。

2 講演

(1)グローバル化する日本企業にとって最大のマーケットであるアメリカと中国において、近年、特許出願や知財紛争・訴訟が増加しています。日本企業が世界の市場を相手として活躍する上において、知財戦略を避けては通れません。自社が有する知財にはどのようなものがあるか、知財を有効に活用しているか、知財に関する危機管理体制を如何に構築すべきか等がビジネス戦略上重要な課題となっております。

かかる現状を踏まえ、本セミナーでは、日本企業はアメリカと中国における知財戦略を如何に構築すべきかという観点から、第I部と第II部に分けて講演がなされました。

第I部

i.ここが違う!アメリカ特許訴訟概説

弁護士法人中央総合法律事務所
弁護士 中務 正裕

ii.「アメリカ特許訴訟・日本企業弁護のための留意点」 ー有効な対策をとるためにー

カークランド&エリス米国法律事務所
米国弁護士 ウィリアム A.ストレフ
米国弁護士 ポール R.ステッドマン
米国弁護士 糸賀 智子



第II部

i.「外国(アメリカ・中国)特許出願の最大の注意点とその出願戦略」

藤本昇特許事務所

弁理士 小山 雄一

ii.「中国における知的財産権侵害にどう対処するか?」

弁護士法人中央総合法律事務所

弁護士 小林 幹雄

中務正裕弁護士は、2005年8月よりカークランド&エリス法律事務所シカゴオフィスにてビジティンダアターニーとして勤務しており、知財部門に所属して、主として日本企業が関わるアメリカでの特許訴訟に関与する他、国際的なM&A取引等に従事しています。

また、小林幹雄弁護士は、2003年9月～2005年7月中国上海市の復旦大学に留学し、併せて華誠法律事務所等複数の現地法律事務所にて実務研修を行って帰国し、現在中国関連案件を担当しています。

(2) 第I部においては、まず、中務正裕弁護士が、アメリカの特許訴訟制度の特徴について、日本の特許訴訟制度と比較しつつ講演を行いました。具体的には、①アメリカ特許制度の特徴という観点から先発明主義、サブマリン特許、特許の保護対象、職務発明に係わる権利の譲渡、プロパテント政策等について、②アメリカ特許訴訟の特徴という観点から連邦裁判所における専属管轄、ディスカバリー(開示手続)の存在、三倍賠償規



定等について、③アメリカにおける特許訴訟の最近の動向という観点から特許保持会社“Patent Holding Companies”“Patent Trolls”等について紹介がなされました。

つぎに、ウィリアム A. ストレフ弁護士とポール R. ステッドマン弁護士から、アメリカ特許訴訟における戦略的見地からの様々な制度の活用方法についてお話しいただきました。具体的には、送達規則(service rules)の戦略的活用方法、裁判管轄(jurisdiction)の戦略的利用、文書証拠開示手続(document discovery)を見据えた訴訟前及び訴訟中の文書の作成、保管等の留意点、戦略的な証言録取(depositions)の利用方法、故意侵害(三倍賠償)の主張に対する特許鑑定書(patent opinions)取得の重要性などについて説明がなされました。

両弁護士の講演は英語によるものでしたが、中務正裕弁護士と糸賀智子弁護士による日本語への通訳、及び補足説明がなされました。

両講演において強調されていたのはアメリカのディスカバリー(discovery)制度です。アメリカでは、いざ訴訟となった場合、Attorney-Client Communication(弁護士と依頼者間のコミュニケーション)とAttorney Work Product(弁護士作成物)の2つがPrivilege(秘匿特権)として認められる以外は、当該請求に関するすべての事項につき開示しなければならないものとされています。そのため、訴訟前段階から、従業員に対し、「日常的に作成する業務文書、Eメールも将来証拠開示の対象となる可能性がある」ことを徹底的に教育しておくことが重要であるなどの指摘がなされました。

(3) 第I部ののち、休憩をはさんで第II部が行われました。

第II部においては、まず、小山雄一弁理士から、米国特許出願時の注意点ということで同国特有の制度及び解釈として①情報開示義務、②明細書・クレームの記載、③仮出願、④継続出願、⑤一部継続出願、⑥継続審査請求について、また、中国特許出願時の注意点ということで①翻訳文



作成時の誤訳、②記載要件に関する審査基準の相違、③法制度の相違点についてお話しいただきました。また、国際出願のPCTルートとパリルートのそれぞれの利点についてのお話もあり、最後にこれらを踏まえた具体的な出願戦略についてお話しいただきました。

つぎに、小林幹雄弁護士が、中国における知的財産権侵害に対する対処法につき、近時問題となっている模倣品を中心トピックとして講演を行いました。具体的には、まず模倣品の意義及び問題点、近時の状況について説明し、その上で、事前の対策として適切な権利取得を行うことの必要性、事後の対策としての権利者による各種侵害排除手段（警告状の送付、行政的手段及び司法的手段、これらの内容、メリット・デメリット、留意点等）について解説がなされました。また、日本企業が関係する現地の知的財産権関連訴訟のうち、近時話題となったものの紹介もなされました。

- (4) 講演の最後に、当事務所の知財部（後述）の紹介がなされ、本セミナーは盛会のうちに終了いたしました。

3 懇親パーティー

講演後、上記ホテル真珠の間において懇親パーティーが催され、多数の方々にご出席いただきました。藤本昇特許事務所藤本所長による乾杯のご発声を皮切りに、和やかな雰囲気の下、講演者や3事務所の関係者、出席者の方々との間で情報交換、交流が活発に行われました。

4 最後に ー当事務所の知財部についてー

上記のとおり、今回のセミナーは3事務所の共同主催によるものですが、当事務所からは同事務所知財部のメンバーがスピーカーとして参加し、また計画、運営に協力させて頂きました。本稿の最後に、同知財部について簡単にご紹介致します。

当事務所においては、パートナー弁護士加藤幸江を筆頭に、パートナー弁護士中務正裕、アソシエイト弁護士中務尚子、同弁護士小林幹雄、同弁護士近藤恭子、同弁護士國吉雅男が知財部を構成し、各種知財案件を担当しております。加藤幸江弁護士は、日本工業所有権法学会に所属し、2003年以降日本弁理士会の特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修講師（商標担当）を勤め、また、大学の非常勤講師として、独占禁止法及び著作権法を講義しています。

中務正裕弁護士及び中務尚子弁護士は、米国ノースウェスタン大学ロースクールで学んだ後、2006年4月にニューヨーク州弁護士登録を行い、現在、中務正裕弁護士はカークランド&エリス米国法律事務所において知財案件を多数取扱い、中務尚子弁護士は知財を専門とするレイディック、ボイド&メイヤー法律事務所にて実務に携わっています。両弁護士は2006年8月に帰国します。

小林幹雄弁護士は、2年間の中国留学・現地法律事務所における実務研修を経たのち、帰国後は中国に関連する知財案件等を取り扱っています。また、積極的に研究成果の発表も行っており、これまで多くの雑誌等において中国関連法律記事の執筆や裁判例の解説等を行っています。

知財に関する権利意識が高まっている今日、



企業の規模、業種に係らず、いかなる企業にとっても知財紛争に巻き込まれる可能性は既に現実的なものとなっています。紛争が生じてから対処策を考えるのではなく、紛争が生じる前に予防措置を講じることこそが重要であり、知財の分野はかかる予防法学が最大限に効力を発揮する分野ともいえます。技術発明や営業秘密をいかなる手段で保護するか、新製品を展開するに際して他社の権利との抵触可能性をどの程度調査すべきか、ライセンス契約を締結する場合にいか

なる点に注意すべきか、職務発明の取扱いをどうするか、不正競争防止法の観点からはどのような点に留意するか等、紛争が生じる前に検討すべき事項は多くあります。

当事務所の知財部は上記の通り各分野の専門家を擁し、国内のみならずアメリカ、中国をはじめとする外国知財案件についても的確かつ迅速に対応できる態勢を整えております。国内外を問わず知財問題に関してご相談がある際は、どうぞお気軽にご連絡ください。



留学生ご紹介



大阪大学大学院法学研究科民法専攻博士前期課程
弁護士法人 中央総合法律事務所 研修生

蔡 昶
(さい・ちよう)

皆様、はじめまして。

私は、現在、大阪大学にて日本の民法の研究を行いながら、弁護士法人中央総合法律事務所にて日本の法律実務を学んでいます。本欄では、簡単な自己紹介をさせていただきます。

私は、2000年の夏に西北政法大学(中国西安市)を卒業して、その後中国銀行寧波経済技術開発区支店に入行、主に債権管理・債権回収等の銀行法務に携わっていました。

2002年の秋には中国の司法試験に合格し、現地の短期大学における法律教師としての勤務を経て日本に留学し、現在に至っております。

現在の中国は、「世界の工場」「世界の市場」と称されるようになり、日本企業を含む多くの外国企業が積極的に進出しています。しかし、他方で、中国には日本語を修得し、かつ日本社会を理解する弁護士がまだまだ少ないのが現状です。

そこで、私は、日本語及び日本の法律を修得し、日本社会を理解する弁護士になりたいと考え、日本に留学しました。普段は、学業や研修のみならず、地域の交流や文化触れ合い活動等にも積極的に参加しており、これらを通じて日本の文化、習慣、社会制度などをより理解できるようになりたいと願っています。

将来は、日系企業を中心としたクライアントの皆様のため、投資、M&A、知財問題、国際取引、株式上場など各種プロジェクトの策定、交渉など多様なサービスを提供できる弁護士になりたいと思っており、弁護士の仕事を通じて、日中企業間のビジネス活動に貢献したいと思っています。それでは、皆様、どうぞ宜しくお願い致します。



弁護士

川口 富男

〈出身大学〉
京都大学法学部

〈経歴〉
1959年4月最高裁判所司法研修所修了(11期)
裁判官任官
東京高等裁判所、大阪高等裁判所、大阪地方裁判所等の裁判官および最高裁判所調査官として民事裁判に携わる。

京都家庭裁判所所長、京都地方裁判所所長、高松高等裁判所所長官歴任

1999年11月
高松高等裁判所所長官を定年退官

2000年1月大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

〈前〉
日本調停協会連合会副理事長
近畿調停協会連合会会長
大阪民事調停協会会長

〈現在〉
財団法人国際民事法センター理事

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、会社法務、金融法務、倒産法務、行政法務、家事相続法務

裁判エッセイ 18 ●

清く、正しく、美しく

裁判の生命は公正で正しいことです。司法がこれを保証し実現する条件を、皇位の標識である三種の神器に習って三つあげてみますと、私見では次のようになります。

(清廉・廉潔)最高裁長官の訓辞なんかにも大切なこととしてよく出てくるのがこの言葉です。いずれも「心が清くて私欲がなく行いが正しいこと」という意味です。「清」とか「潔」というのは耳で聞いても目で見ても意味が分かるのですが、「廉」という字は「廉価販売」の「廉」ですから、漢字ではむしろ「やすい」という意味にとらえてしまいます。裁判官は清貧でなければならないから、その「貧」が「廉」になったのかなど若い頃には思ったこともあるのですが、実はそういうことではなく、「廉」という字そのものが「清く行いが正しい」という意味なのです。ですから「清廉・廉潔」というのは、同じような意味の漢字が並んでいるものなのです。そうはいっても今でも私は、清廉という文字を見るときつい清貧を連想してしまうのですが。

「清廉・廉潔」は、裁判の公正に直接関係するというより、その背骨を支えるもので、これを大切にしてきた司法部の伝統は徳川時代に遡ることができます。もっとも徳川時代には三権分立ではなく、大岡越前守らの奉行は行政とともに裁判もしていたのですが、裁判を担当している武士は廉潔でなければならないとされていましたし、人民の間でも当然のことと期待されていた徳目だったのです。現在の司法部で賄賂や贈物の授受がないことは当然として、廉潔の実際は、終戦直後闇米は口にしないと拒んで餓死された山口判事の例に顕著に現れています。この例を上げると窮屈感を覚える向きもあるでしょうが、その中に住んでみると別に窮屈というほどのことはなく、むしろ清潔感、清涼感があって気持ちが良いのです。

◇ ◇ ◇
(志・おおやけ心)裁判官は、執務に際して公正で正しい裁判を実践するという強い意志を持っていなければなりません。それは当事者に対する責務ですが、それだけではなく、常に正しい裁判をして裁判の信頼を保持し続けることが裁判の生命であるという信念、志を持つという面も大切です。そういう強い、持続する志があっ始めて、どのような困難にもめげることなく裁判の理想を実現することができるのです。

この志やおおやけ心をもって仕事をすると、裁判官に一種の強さ、したたかさをもちますし、難事件にもたじろぐことがなくなるとともに、どんな小さな事件にも、大きな事件や重要な事件と同じような気持で臨むことができます。手抜きや逃げの姿勢が排除され、積極的ではあるが、気負いのない、静かな使命感のもとに、裁判を遂行できることとなります。

◇ ◇ ◇
(バランス感覚)裁判の手続や内容で何が大切かを一言でいいますと、バランス感覚ということになります。均衡のとれた総合的な判断能力が大切だということです。リーガルマインドともいわれます。

証拠の評価、事実認定、法律判断のどれをと

っても、バランス感覚で裏打ちされていることが大切です。訴訟の進行の仕方、速度などでもバランスが大切です。裁判の過程や内容の全般にわたってバランスがとれていると、当事者や世間も自然に受け入れ、納得します。これを正義感といった言葉で説明することもできますが、それより広く、正義感もバランス感覚の一つの発露であると受け止めた方が、気負いのない裁判ができるように思っています。むしろ問題はこういうバランス感覚をどのようにして涵養すればよいかにあります。

◇ ◇ ◇
廉潔は「清く」であり、志は、正しさを目指すものだから「正しく」であり、バランスは、その極致は美ですから「美しく」となります。つまり、「清く、正しく、美しく」となり、これでは創始者小林一三が宝塚歌劇に残した遺訓と同じです。

司法における三種の神器が、宝塚歌劇のモットーと同じであるということ、裁判官は意外に思うでしょうか。或いは国民の期待を裏切ることになるでしょうか。

しかし司法部には、なんらかの物理的な力はありませんし、財力や許認可にものをいわせるところでもありません。天下りはないし、誰かが顔を利かすということもありません。常に公正な姿勢で正しい裁判をすることのみによって、国民の負託に応え続けること、そうして国民から信頼されることが「力」の源泉なのです。まさに「ペンは剣よりも強し」を地で行くべきところなのです。このように考えると「清く、正しく、美しく」というモットーは司法部にこそふさわしいといえるではありませんか。

司法部の三種の神器に「清」「正」を入れることに疑問はないと思いますが、「美」については多少の説明が要るかもしれません。この点については、川端康成がノーベル賞の受賞記念講演「美しい日本の私」で、和歌に表れた雪月花の美をうたいあげ、日本では、こうした美の感動が人一般に対するなつかしいおもしろさを強く誘い出してきた、と説いたことが思い出されます。また日本社会は室町時代以来、美にまつわる伝統文化(連歌、茶の湯、生け花、俳諧等)の中で、領地と身分により固く区画された社会を越えて自在に往来できる礼節や規律を育て上げてきたこと、人々も士農工商おしなべてこの礼節や規律のもとに相互交流をしていたことを指摘し、そのためにこそ封建社会があつた明治維新をスムーズに通り返けて自然に現在の国民国家につながったのだと、歴史社会学の立場から説明する池上英子「美と礼節の絆」(NTT出版)が参考になります。日本は昔、西と東では別の国のようだといわれながら、それにもかかわらずひとつの国として存続してきた背景に、民族の美意識に基づく文化的求心力が重要な要素として働いていたと説明する高階秀爾「本の遠近法」(新書館)も同じ立場といえるでしょう。こうしたことが日本の法文化を裏打していますから、司法作用でも実は、美の伝統と通底することによって国民の琴線に触れた判断は、人情の機微にかなうものとして、幅広い普遍性を持つことができるのです。

交際費課税の明確化

中央総合会計事務所

税理士

岡山 栄雄



税理士

岡山 栄雄

(おかやま・えいお)

〈出身学校〉

高知学芸高等学校
関西学院大学経済学部

〈出身地〉

高知県四万十市

〈主な経歴〉

大阪国税局 総務部 企画課長
大阪国税局 査察部 管理課長
大阪国税局 査察部 次長
国税不服審判所 審理部 副審判官
福知山税務署 署長
南 税 務 署 署長

〈事務所〉

大阪市北区西天満2丁目10番2号
幸田ビル6階603号
TEL 06-6363-2063
FAX 06-6363-2067

交際費課税制度の概要

交際費課税制度は、企業の冗費を節約させて内部留保を充実し、企業の体質強化を図る趣旨から、昭和29年に2年間の特別措置として設けられ、その後2年ごとに適用期限が延長され、現在に至っています。

交際費とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が得意先、仕入先など事業に関係のある者に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに対する行為のために支出するものをいいます(特別措置法61の4)。

交際費課税では、資本金1億円以下の中小法人は、交際費の支出額が400万円以下の場合90%まで損金算入が認められ、それを超える支出額については損金不算入となります。また資本金1億円超の法人は、交際費の支出額的全額が損金不算入となります。

交際費の範囲については、交際費が会議費や福利厚生費など隣接費用との区分が明確でないことから、税務調査の際に交際費と認定されることも多く、実務上は、会食の程度が1人3,000円以下の場合、会議費とされるといった基準で取り扱われてきました。結果的にはケース・バイ・ケースで判断され、これまで交際費の解釈や運用をめぐる様々な議論が行われ、明確な基準はありませんでした。

交際費課税の範囲の明確化

平成18年の税制改正により、法人が支出する交際費のうち一人当たり5,000円以下の飲食費については、損金算入が認められることとなり、交際費課税の範囲が明確になりました。ただし、社内の役員、従業員、これらの親族に対するものは除かれています。なお、飲食費は、税込処理をしている場合には、消費税を含んだ金額となります。この改正は、平成18年4月1日以降に開始する事業年度から適

用されます。一方、個人事業者が支払う交際費については、交際費課税の適用はありません。

【交際費課税の区分】

費用の支出額	400万円以下の交際費	400万円超の交際費	一人当たり5,000円以下の飲食費	会議費福利厚生費等
資本金1億円以下の法人	90%損金算入 10%損金不算入	損金不算入	損金算入	損金算入
資本金1億円超の法人	損金不算入	損金不算入	損金算入	損金算入

各法人における対応策

各法人における今後の対応策としては、次のことが考えられます。

- ①社内において「飲食費」の取扱いについて周知徹底を図ること
- ②飲食をした年月日、場所、支払金額を明確にしておくこと
- ③飲食した相手先の法人名、役職名などを記載すること
- ④5,000円以下の飲食費を「少額飲食費」又は「飲食関係費」等として、損金不算入とされる「交際費等」と区分しておくこと

ところで、飲食店と交渉して事前に単価を引き下げることが認められますが、一回の飲食行為を分割したり、参加者の人数を増やすこと、また、社内飲食費を、会議費や福利厚生費に該当するかどうかを検討することは認められますが、社外者との飲食として相手方を仮装することは、それぞれ不正行為となりますのでくれぐれも注意する必要があります。

大阪事務所



弁護士法人

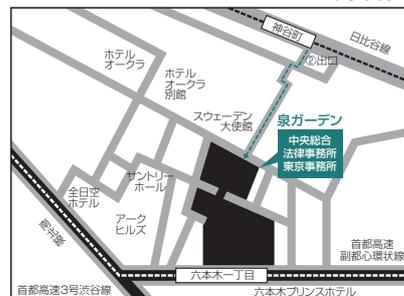
中央総合法律事務所

<http://www.clo.jp>

■大阪事務所
〒530-0047
大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階・受付5階
TEL. 06-6365-8111(代表) FAX. 06-6365-8289

■東京事務所
〒106-0032
東京都港区六本木1丁目6番3号 泉ガーデンウイング5階
TEL. 03-3568-7244(代表) FAX. 03-3568-7245

東京事務所



●所属弁護士等

弁護士 中務嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 譲二	弁護士 安保 智勇	弁護士 浅井 隆彦
弁護士 中光 弘	弁護士 中務 正裕	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 中務 尚子	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫
弁護士 小林 幹雄	弁護士 近藤 恭子	弁護士 藤井 康弘	弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 衛藤 祐樹	弁護士 金澤 浩志
弁護士 中野 清登	弁護士 福栄 泰三	弁護士 川口 富男	弁護士 岡村 巨	法務第一部長 寺本 栄	法務第二部長 角口 猛	